

令和7年1月8日

関係者各位

福島市消防本部予防課

防火管理者選任の徹底について（お願い）

平素より、本市消防行政の推進につきまして、特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

消防法では、火災等の災害から人命と財産を守るため、施設や建物の規模に応じて防火管理者の選任が義務付けられています。

防火管理者は、施設の防火体制を確立し、火災予防のための重要な役割を果たします。

しかし、防火管理者未選任の施設も見受けられ、火災発生時に適切な対応が取れないリスクが懸念されます。

本市では、防火管理者の資格を取得するための講習を『オンライン型オンデマンド方式』により開催しております。

つきましては、リーフレットを添付いたしますので、皆様の事業所で所有・管理している防火管理者未選任の施設に対し、受講の案内をお願いいたします。

なお、福島市消防本部ホームページ上に講習会の情報を掲載しておりますので参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

※「福島市消防本部ホームページ・防火管理講習へのリンク」

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/youbou-tyosya/bosai/shobo/shobohonbu/kasaitaio/kasaiyobo/kasaijigyosho/5462.html>

QRコード



担当：福島市消防本部予防課調査係
電話：024-534-9103

あなたの
管理する
建物は、

防火管理者

必要ですか？

防火管理者を選任しなければならない対象物は、用途や収容人員ごとに異なります。

下の表を参考に防火管理者の該当の有無を確認してください。

項	防火対象物の用途	収容人員
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上
	ロ 公会堂又は集会場	
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ 遊技場又はダンスホール	
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ 飲食店	
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	
(6)	イ (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する者として総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。）(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。）、又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	30人以上
	ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護 保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が 困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難 な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ5において「短期入所等施設」という。）	
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	30人以上
	ロ 幼稚園、特別支援学校	

(7)		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	50人以上
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	50人以上
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
(12)	イ	工場又は作業場	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)	イ	自動車庫又は駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)		倉庫	
(15)		前各号に該当しない事業場	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	30人以上
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	50人以上
(16の2)		地下街	30人以上
(17)		文化財保護法（昭和二十五年 法律第二百四十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建築物	50人以上

例えば・・・

(3) 項ロ **飲食店**の場合は、収容人員が**30人以上**で防火管理者が該当

(5) 項ロ **共同住宅**の場合は、収容人員**50人以上**で防火管理者が該当

(15) 項 **事務所**の場合は、収容人員が**50人以上**で防火管理者が該当

また、テナントビル等、上記の収容人員以下でも防火管理者が該当となる場合もあります。

ご自身の管理する建物が防火管理者に該当するのか分からない、収容人員が分からない等の問い合わせは、

福島市消防本部 予防課 調査係 TEL 024-534-9103

までご連絡下さい。

オンライン型

令和6年度「甲種防火管理新規講習」のご案内

福島市消防本部

消防法施行令第3条第1項第1号イ及び消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づく「甲種防火管理新規講習」について、次のとおり開催します。

■受講対象者

福島県内に居住又は勤務している方

■講習内容

消防法施行規則第2条の3第2項の規定に基づき、第1章から第10章に分けて、防火管理の意義や消防計画の作成に関することを受講します。

■講習時間

講義（約9時間30分）及び効果測定（約30分間）を合わせて、おおむね10時間です。

■開催日程 ※受講期間及び申込期間は、申込状況により変更することがあります。

	受講期間	申込期間
第1回	令和6年6月10日（月）午前9時00分から 令和6年6月17日（月）午後5時00分まで	令和6年5月21日（火）午前9時00分から 令和6年5月28日（火）午後5時00分まで
第2回	令和6年8月8日（木）午前9時00分から 令和6年8月15日（木）午後5時00分まで	令和6年7月22日（月）午前9時00分から 令和6年7月29日（月）午後5時00分まで
第3回	令和6年10月9日（水）午前9時00分から 令和6年10月16日（水）午後5時00分まで	令和6年9月24日（火）午前9時00分から 令和6年9月30日（月）午後5時00分まで
第4回	令和7年2月10日（月）午前9時00分から 令和7年2月17日（月）午後5時00分まで	令和7年1月21日（火）午前9時00分から 令和7年1月28日（火）午後5時00分まで

■受講定員

各回250名程度 ※申込状況により変更することがあります。

■受講料

5,000円（税込）※インボイス制度に登録していません。

福島市防火管理連絡協議会への加入事業所の方は、別途専用申込サイトをご案内しますので、当該サイトから申し込むことで、同協議会より1,000円を補助し、受講料が4,000円（税込）となります。

■開催方法

オンライン型オンデマンド方式

- ・受講者が受講期間内の任意の時間、場所で、インターネットに接続されている Web カメラ（外付け Web カメラを含む。）付きの PC、タブレット等を使用し、受講する方式です。
- ・オンデマンド方式ですので、講義及び効果測定がありますが、ご自身で「中断」、「再開」ができます。
- ・おおむね 1 週間程度の受講期間を設けていますので、その期間内に受講していただきます。

■申込方法 ※オンライン申請

詳細は、福島市消防本部ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/youbou-tyosya/bosai/shobo/shobohonbu/kasaitaio/kasaiyobo/kasaijigyosho/5462.html>



■受講に必要な環境及び注意点

- ・オンライン型講習を受講するためには、Web カメラ（外付け Web カメラを含む。）付きの PC、タブレット又はスマートフォン等が必要です。
- ・受講される際には、Web カメラを利用して顔写真の撮影及び認証を行います。
- ・動画コンテンツを適切に視聴していただくために、画面が大きい PC 又はタブレットでの視聴を推奨します。
- ・受講に係る通信費は、受講者のご負担となります。
※講義動画を適正にご視聴いただくために、安定したネットワーク環境でご視聴ください。

詳細な受講環境は、次のとおりです。

OS		ブラウザ
Windows10, 11		Microsoft Edge (最新版)、FireFox (最新版) Google Chrome (最新版)
macOS High Sierra 10.13 以降		Safari (最新版)
iOS 14.0 以降 iPadOS 14.0 以降	Safari (最新版)	
Android 8.0 以降		Google Chrome (最新版)
動作環境		
回線速度	下り：512kbps 以上 上り：256kbps 以上	
CPU	Celeron1GHz 以上、または CoreDuo1.66GHz 以上 または上記に相当以上の CPU	



《お問い合わせ》

福島市消防本部

〒960-8001 福島県福島市天神町 14 番 25 号

TEL 024-534-9103 (平日 8:30~17:15)

担当：予防課 調査係 (内線 232)